

(資料1-1) 仕様書

三笠公園

公園管理業務仕様書

横須賀市環境政策部公園管理課

## 目次

### ◇三笠公園管理業務仕様書◇

1	公園の概要	1
2	管理業務の対象となる公園施設	1
3	運営業務	1
	(1) 運営体制の確保	
	(2) 運営業務	
4	有料施設の運営業務	3
5	都市公園条例第9条第1項第2号に基づく行為許可業務	4
6	維持管理業務	5
	(1) 維持管理業務の対象	
	(2) 施設補修・修繕	
	(3) 遊具施設の点検	
	(4) 廃棄物について	
	(5) 花壇・樹木等の植栽管理等	
7	公園の紹介業務	7
8	新設施設等の式典補助業務	7
9	その他	7
	(1) 自動販売機の設置	
	(2) 電気・水道等	
	(3) 市民参加・市民協働（ボランティア）	
	(4) 地域との連携	
	(5) 自主事業について	
	(6) 用地の保全	
	(7) 三笠公園の指定管理区域から除く公園区域について	
	(8) 公園を取り巻く環境の変化への対応	
	(9) 環境への配慮	
	(10) 協議	

【維持管理業務基準書】

# 三笠公園

## 管理運営業務の内容及び基準

### 1 公園の概要

#### (1) 三笠公園

詳細は、11ページ「公園の概要」のとおりとする。

### 2 管理業務の対象となる公園施設

#### (1) 園路及び広場

入口広場・中央広場・芝生広場・園路等

#### (2) 修景施設

音楽噴水池・壁泉・モニュメント等

#### (3) 休養施設

あずまや・ベンチ等

#### (4) 遊戯施設

コンビネーション遊具

#### (5) 教養施設

野外ステージ・記念碑等

#### (6) 便益施設

駐車場・トイレ・水飲み場・案内板・時計台等

#### (7) 管理施設

管理事務所・門扉・フェンス・車止・照明施設等

#### (8) 主な指定管理施設概要

・管理事務所（トイレ併設）	延床面積	217㎡
・機械室	延床面積	144㎡
・トイレ1（音楽噴水池脇）	延床面積	68㎡
・トイレ2（管理事務所脇）	延床面積	17㎡

### 3 運営業務（募集要項8－(1)）

#### (1) 運営体制の確保

- ① 運営業務に支障のないように、管理事務所には、日中・夜間を問わず対応できる体制を整えて運営に当ること。
- ② 管理要員のうち1名は、管理事務所長として配置し、施設の管理運営責任者となること。

- ③ 労働基準法等、管理、運営上必要な法令を遵守すること。
- ④ 使用料の徴収、保管及び納付については、出納責任者及び現金取扱者を置いて適正な管理を行うこと。
- ⑤ 防火管理者を置くこと。
- ⑥ 組織体制を保持し、職員の育成及び運営に必要な研修を実施すること。
- ⑦ 業務上における過失又は瑕疵による本市及び第三者本市及び第三者等への損害賠償に備え、施設賠償責任保険に必ず加入し、施設所有者である横須賀市も補償の対象（被保険者）となる契約内容とすること。また、その他傷害保険等、必要な保険に加入すること。

## (2) 運営業務

常に利用者にかかれたものとし、以下の業務を行うものとする。

### ① 公園利用者等への対応、利用案内、接遇

(公園や植物の解説、コミュニケーション等による利用者への対応を含む)

- ア 来園者と直接やりとりをする接客業であることを意識した接遇を行ってください。又管理事務所員だけでなく、現場の作業員（委託会社も含む）も三笠公園の一員であることを自覚し、来園者が気持ちよく過ごせる接遇を行ってください。
- イ アクセス方法などの基本情報やイベント情報を適切に案内すること。
- ウ 公園利用者・市民等からの問い合わせ、要望及び苦情等に対して、主体的かつ誠意をもって対応するとともに、迅速、的確、丁寧な対応をすること。要望及び苦情等の対応経過については随時、市に報告すること。

### ② イベントの開催及び協力

本市が主催・共催・後援する行事等の開催にあたっては、実施団体と協力して円滑な運営を図ること。早朝及び夜間に開催する行事等については、職員の勤務時間を調整することにより適宜対応すること。

(行事例)

- ・日米親善よこすかスプリングフェスタ(市主催)： 例年3月最終日曜日開催
- ・メーデー(労働組合主催)： 例年4月最終土曜日開催
- ・よこすかカレーフェスティバル： 例年5月中旬開催
- ・よこすか産業まつり(市主催)： 例年11月開催

### ③ 利用促進

公園の目的・方向性をよく理解した上で、ボランティア（9その他(3)を参照）及び他団体等（9その他(4)を参照）と連携するとともに、野外ステージや各種広場等の公園施設を活用し、次のアからウを意識した創意工夫による集客の向上につながる事業を提案の上、行うようにしてください

(9その他(5)を参照)。また、単独での事業のほか、他の4施設との一体活用による事業についても期待します。

ア 文化芸術に関する事業

イ まちづくり・賑わいの創出につながる事業

ウ 市民と協働で実施する身近に開かれた事業

④ 公園に関する要望及び苦情への対応

⑤ 違法行為に対する注意・指導

ア 横須賀市都市公園条例(昭和34年条例第18号。以下「条例」という。)第8条に掲げる行為は禁止行為であるため、特別な許可なくこれらの行為を行うものについては、速やかに中止させると共に市に報告すること。

イ 条例第9条に掲げる行為については、横須賀市長の許可を必要とするものであるため、許可なくこれらの行為を行うものについては、速やかに中止させると共に市に報告すること。

ウ 条例第9条第1項第2号に掲げる行為については、「\*都市公園条例第9条第1項第2号に基づく公園内行為許可業務」を参照。

⑥ 市への業務報告及び連絡調整

⑦ 事故・災害及び緊急時等の対応

ア 事故・災害等に備え、対応マニュアルを作成しておくこと。

イ 集中豪雨・台風・強風・大雨・大雪・地震・津波等の警報発令時等、またそれらの警報発令に至る恐れがある場合には警戒配備体制を設置し、利用者の安全確保を迅速に行うとともに、市に対して被害状況を報告すること。また、必要に応じて応急処置を行うこと。特に初期対応について必要に応じて専門業者に意見を聞くなど、被害拡大を防止するよう臨機応変に対応すること。

ウ 災害等が発生し、市が施設をその対策のために使用することを決定した場合は、市の指示に従い当該災害等の対策に関する業務に協力すること。

⑧ 拾得物・残置物の処理

拾得物については、拾得物台帳等を作成し記録するとともに、遺失物法に基づく適切な対応を行うこと。残置された自転車等で持ち主が不明であり、明らかに廃棄物と判断されるものについては、一定期間撤去要請の貼り紙(告示)をした後、所有者が不明の場合処分すること。

⑨ 利用者指導・事故の防止

危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために、施設の使用状況を適宜把握し、必要に応じてマナーを遵守するよう適切な利用者指導等を行うこと。

#### 4 有料施設の運営業務(募集要項8-(2))

(1) 三笠公園駐車場

指定管理者は、三笠公園駐車場の運営業務を次により行うこと。

① 場内管理

日常的に構造物（フェンス・照明灯等）の点検、巡回及び清掃を行い、不審車両等が発見された場合には警察と連携を図り、迅速に対応すること。

② 利用時間

利用時間は、条例別表に定める時間とする。

③ 利用料金

ア 利用料金は、条例別表に定める額とする。

イ 利用料金は、指定管理者の収入とし、指定管理施設の管理経費に充当する。

ウ 利用料金及び利用台数に関しては集計し、毎月15日までに、前月分を市へ報告すること。

④ 利用料金の減免・還付

条例、都市公園条例施行規則（昭和34年規則第13号。以下「施行規則」という。）及び公園の入園料及び使用料の減免に関する取扱基準（以下「減免基準」という。）に準じた取扱いとすること。

その他の方法による運営を希望する場合には事前に市の承諾を得ること。

⑤ 管理形態

現在は機械式であるため、原則、同様の管理形態を継続すること。

⑥ その他

ア よこすかカレーフェスティバルなど大規模イベントの実施に伴い、駐車場全体を閉鎖しイベント用駐輪場として使用する場合には市の指示に従い協力するとともに、必要となる機器の設定等を行うこと。

イ 駐車場の一部については、猿島公園から排出されるごみの一時保管場所として活用するため、猿島公園指定管理者からの要望に基づき協議すること。（9その他（7）を参照）

**5 都市公園条例9条第1項第2号に基づく公園内行為許可業務（募集要項8-（3））**

条例9条第1項第2号に掲げる行為の許可及び使用料の徴収を条例及び施行規則等に基づき適切に行うこと。

(1) 行為許可に関する業務

行為許可を行うにあたり下記に留意すること。

① 懸案事項案件等については、市と協議を行うこと。

② 市のPRになる撮影やイベントを許可する場合は、事前に市の関係部署に連絡を行うこと。

③ 許可を行った案件は、月報とともに、すべて市へ報告すること。

- ④ 三笠公園、ヴェルニー公園及び平和中央公園における許可業務について、その事務をいずれかの公園に集約することも可とする。集約した場合、事務の取扱い場所については市に報告を行うこと。また、料金徴収を行う公園には出納責任者及び現金取扱者を置くこと。

都市公園条例抜粋

(行為の制限)

第9条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項の規定に基く許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 行商、募金その他これに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興業を行うこと。

(4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。

(2) 料金徴収に関する業務

指定管理者は、市の収入となる使用料の徴収事務を行う徴収事務委託者となり、徴収及び出納業務を行うこと。これらの事務については、第三者に再委託することはできない。なお、使用料の徴収委託事務に係る経費については、市は指定管理業務と併せて指定管理料として支払うので、収支予算書の作成に当たって業務経費を積算すること。

- ① 条例別表に定める額の使用料を徴収すること。
- ② 料金徴収後、5日以内に指定金融機関に納付すること。
- ③ 使用料は市の収入とする。
- ④ 使用料は前納とし、徴収した使用料については必要な帳簿を作成し、出納責任者が管理すること。
- ⑤ 条例、施行規則及び減免基準に基づき、市において使用料の減免を行うことがある。
- ⑥ 納付された使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により施設を使用できない等の相当な理由があると認められるときは、この限りではない。詳しくは条例、施行規則に従うこと。

6 維持管理業務（募集要項8－(5)）

常に清潔で美しい空間を提供し、来園者が園内で快適に過ごせるよう、維持管理を行うこと。

(1) 維持管理業務の対象

「2 管理業務の対象となる公園施設」に示す公園施設の維持管理（巡視・保守点検・補修・修繕

を含む) とする。

(2) 施設補修・修繕

適正な利用に供するよう安全面に配慮し、施設及び備品等は正常に保持すること。また、日常的な保守点検を行い必要に応じて部品交換や補修・修繕を行うこと。公園全体の美観を保ち、施設の延命化を図るために、柵・門扉・遊具等については錆を落とし、維持塗装を行うこと。

(3) 遊具

- ① 利用者の安全に配慮し、事故防止につとめること。
- ② 遊具の安全確保及び適切な保安全管理のため、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(改訂第2版)等を参考に、専門家による年1回の定期点検(法定点検)及び、月1回以上の日常点検を行い、その結果は市に報告すること。また危険の早期発見のため、日常的に見回りをを行うこと。
- ③ 遊具の管理点検基準を作成すること。

(4) 廃棄物について

- ① 事業系ごみとして「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条」に基づき、自らの責任において適正に処理すること。
- ② 事業系ごみは「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」「資源物」に分別し、保管場所まで自己搬入すること。
- ③ 保管場所から回収、処分については市の一般廃棄物収集運搬業許可業者および産業廃棄物収集運搬業許可業者と委託契約し、適正に処理すること。

(5) 花壇・樹木等の植栽管理等

① 植栽帯づくり

年間を通して魅力ある植栽帯づくりを心がけて、樹木等の種類や目的に応じた質の高い植物管理を行うため、樹木医・街路樹剪定士等の専門的な知識を有する者の指導のもと、植物の保護育成を心掛けた適切な管理業務を行うこと。また、来園者の安らぎのため、植栽帯の空いている箇所等に花の植え付けを行う様に努めること。越境樹木、危険木、照明等に支障となる樹木については、適宜剪定するなど適切に管理すること。

② 開花状況について

ア 開花状況を毎週定期的に市に報告すると同時に、ホームページ等へ掲載を行うこと。

イ 報道機関を活用するなど積極的なPR活動を行うこと。

③ みどり(樹木等)に関する配慮・報告について

ア 樹木等のみどりを良好な状態に保つため、本市が策定した「公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン」に基づいて、樹木等の適切な育成管理に努めること。

イ 同ガイドライン「配慮指針編」に規定された市への報告を適切に行うとともに、市からアドバ

イス及び調整事項があった場合は、可能な限り、その趣旨に沿った対応をとること。

※ 参照ホームページ

横須賀市ホームページ > くらし・環境 > 身近な自然・環境 > 環境施策 > 公共施設の緑化等ガイドライン

## 7 新設施設等の式典補助業務（募集要項8－(6)）

新設又は改修した公園・施設で市が式典を行う場合、式典に使用する備品や消耗品の貸出及び備品等の運搬等の補助を行うこと。

## 8 公園の紹介業務（募集要項8－(7)）

- (1) 公園案内及びPR用パンフレット・ポスターを作成・配布すること。
- (2) 公園紹介のWEBサイトの開設及びメンテナンスを行い、最新情報を掲載すること。
- (3) SNSや各種マスメディアを利用した広告の企画・制作及び広報を実施すること。

## 9 その他

- (1) 自動販売機の設置

### ① 設置台数及び場所

現在、設置されている自動販売機は令和4年3月に撤去を予定しており、新たに自動販売機を設置する場合、原則、撤去後の場所への同台数の設置となるが、利用者サービスの向上のために増減が好ましいと判断される場合は、事前に市と協議し承認を受けること。他の場所へ設置を希望する場合にも、事前に市と協議し承認を受けること。

設置場所	台数
入口広場	3台
管理事務所横待合所	3台
野外ステージ裏	2台
合計	8台

### ② 公園施設設置許可申請について

自動販売機の設置には公園施設設置許可申請が必要となり、条例で定めた公園使用料を負担すること（公園使用料は改定される場合がある）。また、公園施設設置許可は、指定期間中、毎年度、更新申請を必要とする。

### ③ 設置管理方法

設置方法（直営設置、業務委託等）は、指定管理者に一任する。ただし、設置管理に要する費用（電気料金、ゴミ処理等）の負担及びトラブル対応はすべて指定管理者が責任を持って行うこと。

④ 収入の取り扱い

自動販売機設置業務を通じて得られた売上のうち、10パーセントを横須賀市に納付金として納めること。ただし、納付時期・納付方法は別途定めるものとする。納付金を差し引いた残りの売上については、指定管理者の収入とし、指定管理施設の管理運営にかかる経費への充当は不要です。（ただし、剰余金を指定管理施設の管理費用に充てることは可能です。その場合には、充当する金額を様式9「三笠公園ほか4箇所指定管理業務収支予算書」に記載すること。また、サービス向上や管理経費削減についての提案に該当する趣旨がある場合は、事業計画書の所定の場所にも記載すること。）

⑤ 市への報告

自動販売機設置に係る収支は、施設管理全体の年間収支予算書及び決算書に記載すること（合算はしない）はもとより、自動販売機設置事業の単独収支（自動販売機ごと）についても、毎月記録し、業務月報に添えて市に報告すること。納付金は、1年分を一括して翌年度の4月末日までに納めること。納付方法等は別途定めることとする。

⑥ その他

飲料等の価格は、一般的な市場価格を超えないように設定すること。また、取り扱い商品は、原則的に清涼飲料水のみとし、その他の食品や雑貨、アルコール飲料及びタバコの販売は不可とする。ただし、施設の特徴や利用者からの強い要望等により、必要と判断される物品については、別途市と協議すること。

また、管理許可施設内に設置する自動販売機については、公園施設設置許可申請及び市への10%の納付金は不要とし、設置方法（直営設置、業務委託等）は、指定管理者に一任する。ただし、設置管理に要する費用（電気料金、ゴミ処理等）の負担及びトラブル対応は、すべて指定管理者が責任を持って行うこと。また、管理許可施設内に設置する自動販売機の収支は、管理許可施設の管理運営に係る収支表に記載し、管理許可施設ごとに、毎月記録し、年度末に一括して市に報告すること。

(2) 電気・ガス・水道等

電気・ガス・水道等について、契約者が市となっている場合、契約者を指定管理者に変更する場合は、契約内容も含め、別途市と協議すること。

(3) 市民参加・市民協働（ボランティア）

公園の維持管理、環境保全、集客促進事業等においてボランティア団体等の参加に積極的に取組むこと。またその場合は、活動内容や活動範囲等について十分に調整を行い、円滑な維持管理を図ること。

(4) 地域との連携

ア 地域連携（地元町内会等含む）を行い、地域の活性化を図ること。

イ 本庁地区における主要な公園や集客施設と連携し、より魅力的な集客エリアを形成するため、「（仮称）本庁地区連絡協議会」に出席し、積極的な連携を図ること。

(5) 自主事業について

① 業務上の位置づけ

施設の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により、実施するものとする。又事業における必要な保険（イベント保険等）がある場合、加入すること。自主事業の有無については指定管理者に一任するが、施設の魅力づくりの一環として、月に3日以上のにぎわいを意識した積極的な実施を期待する。

② 実施の承認

あらかじめ市の承認を受けた事業のみ、実施可能となる。申請時の事業計画書で提案した事業についても、あらためて実施年度当初に、所定の自主事業計画書を提出し、市の承認を受けるものとする。

③ 収入の取り扱い

ア 利用料を徴収する場合には、他公園等の類似施設や類似サービスの一般的金額等と比較のうえ、適切な価格を考慮すること。

イ 自主事業を通じて得られた収入については、指定管理者の収入とし、指定管理施設の管理経費への充当は不要です。（ただし、剰余金を指定管理施設の管理費用に充てることは可能です。その場合には、充当する金額を様式9「三笠公園ほか4箇所指定管理業務収支予算書」に記載すること。）

ウ サービス向上や管理経費削減についての提案に該当する趣旨がある場合は、事業計画書の所定の場所にも記載すること。

エ 自主事業に係る収支は、施設管理業務の収支とは区別した管理を行うこと。

オ 実施年度当初の自主事業計画書の提出時には、自主事業にかかる収入見込み額を記載すること。

④ 実施報告

自主事業実施後は、所定の自主事業報告書を市に提出すること。また、収支の予算および決算については、施設管理全体の収支と併せて、市に報告すること（合算不可）。

(6) 用地の保全

公園内の不法占用の有無や公園周囲の状況を把握し、異常があった場合は随時市に報告すること。

(7) 三笠公園の指定管理区域から除く公園区域について

駐車場の一部及び隣接するロータリーについては、指定管理区域外とし、別途、猿島公園指定管理者が管理を行う。

ロータリーについては、猿島公園及び三笠公園ほか近隣来訪者が利用する施設であり、活用にあたっては、猿島公園指定管理者と協力すること。

三笠公園駐車場の一部は猿島公園から排出されるごみの一時保管場所として活用され、猿島公園指定管理者により美観を損ねないようフェンス等の目隠しを設置するため、その内容については猿島公園指定管理者からの要望に基づき協議すること。また、ごみの搬出入に伴う、三笠公園駐車場への車両及び作業員の立ち入りについては、可能な限り協力すること。

(8) 公園を取り巻く環境の変化への対応

施設サービスの向上、利用促進、広報等のPRに関して、公園を取り巻く環境の変化に伴って、多様化するニーズを捉えて事業提案を行うこと。

変化の一例は以下のとおり。

- ・SNSの普及
- ・スポーツ政策によるスポーツ参加への機運の高まり
- ・市が掲げる「生涯現役社会の実現」に向けた、高齢者の取り込み。

(9) 環境への配慮

① エネルギー使用量の記録・報告

「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の改正（平成22年4月施行）に基づき、施設におけるエネルギー使用量について測定・記録し、市へ報告すること（月1回）。

② 省エネルギーに対する周知・啓発等

施設内に張り紙をするなど、施設利用者に対して、できる限り電気等の利用を削減することなどの周知及び啓発に努めるとともに、指定管理者自らの事務を行う上で、電力等の使用量を削減するための必要な措置をできる限り講じるよう努めること。

③ 脱炭素社会への移行に向けた取組み（温室効果ガス排出量の削減のための取組み）

令和3年1月29日に本市が表明した「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、脱炭素社会への移行に向け、温室効果ガス排出量を削減するために必要な措置をできる限り講じるよう努めること。

(10) 協議

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関する疑義が生じた場合は、市と協議の上、対応すること。

# 公園の概要

公園名	三笠公園（＋三笠公園通り）
公園種別	歴史公園

## ● 公園データ

所在地	横須賀市稲岡町82番14
公園等面積	36,940㎡
開設年月日	昭和36年5月27日
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽噴水池</li> <li>・壁泉</li> <li>・モニュメント</li> <li>・野外ステージ</li> <li>・芝生広場</li> <li>・管理事務所</li> <li>・三笠公園通り</li> <li>・有料駐車場</li> </ul>
交通	京急横須賀中央駅から徒歩15分 又は、京急バス「三笠公園」下車 徒歩0分
連絡先	横須賀市役所 環境政策部公園管理課

## ● 有料施設年間利用者数

有料駐車場	平成30年度 普通車32,850台 令和元年度 普通車33,209台 令和2年度 普通車24,754台 ※令和2年度は一時閉鎖あり。
-------	---

## ● 現況写真



音楽噴水池

## ● 公園の特色

- ・「日本の都市公園100選」に選ばれた横須賀市を代表する公園。
- ・「水と光と音」のテーマのもと、音楽に合わせて華麗に舞う噴水や光を反射して輝く高さ18mのモニュメント、園内いたるところに流れるせせらぎなどがあり、市民の憩いの場となっている。

## ● 公園利用者からの要望等

- ・公園利用者からの要望
  - 1 芝生広場の芝の養生
  - 2 野外ステージの音量に関して

## ● ボランティア活動

活動内容：草花花壇の育成管理

## ● 占用物等の有無

- 1 公園施設設置許可  
内容：売店等
- 2 占用物件  
防災用無線  
防災収納庫  
非常用貯水装置
- 3 その他

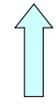
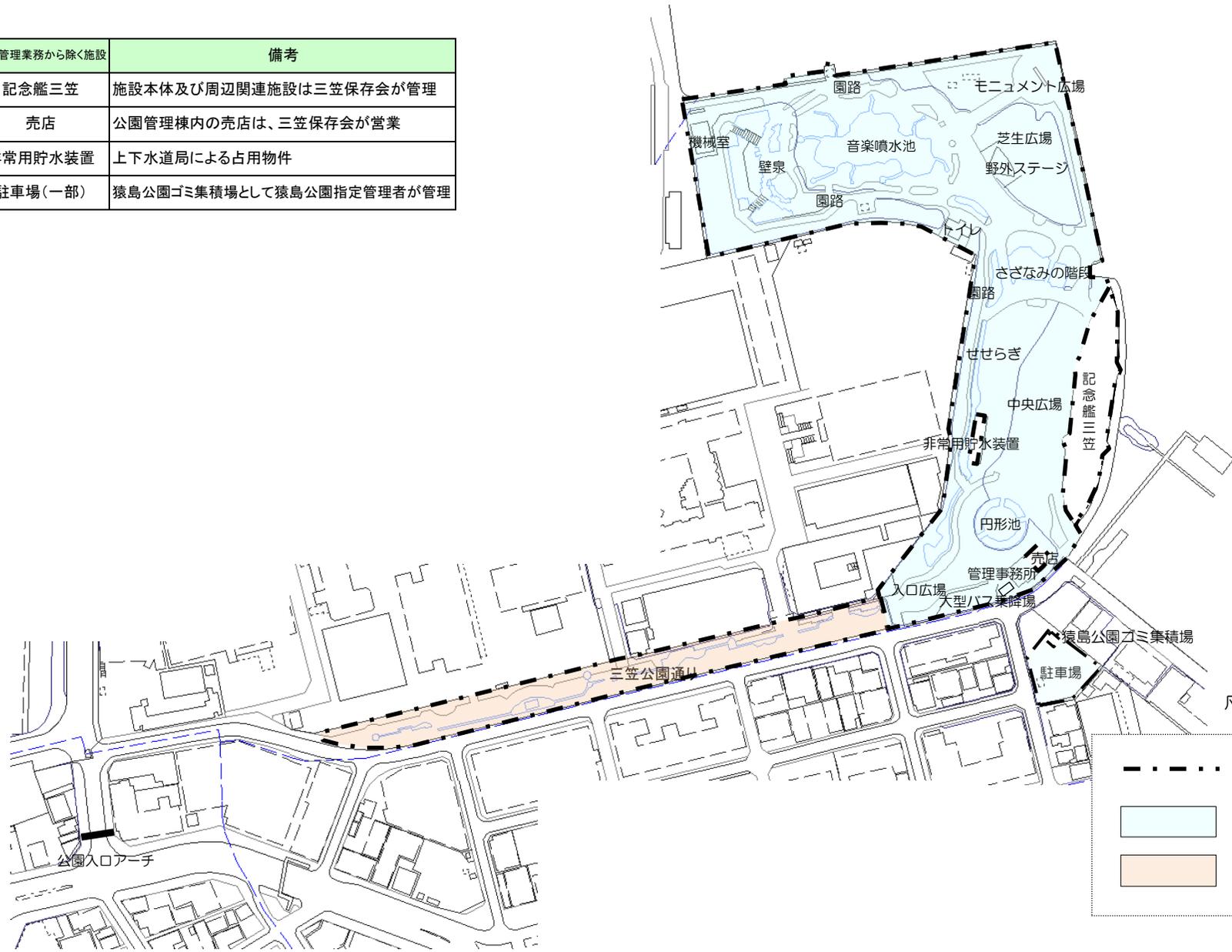
公園名

三笠公園（＋三笠公園通り）

図面種別

平面図

指定管理業務から除く施設	備考
記念艦三笠	施設本体及び周辺関連施設は三笠保存会が管理
売店	公園管理棟内の売店は、三笠保存会が営業
非常用貯水装置	上下水道局による占用物件
駐車場（一部）	猿島公園ゴミ集積場として猿島公園指定管理者が管理



凡例

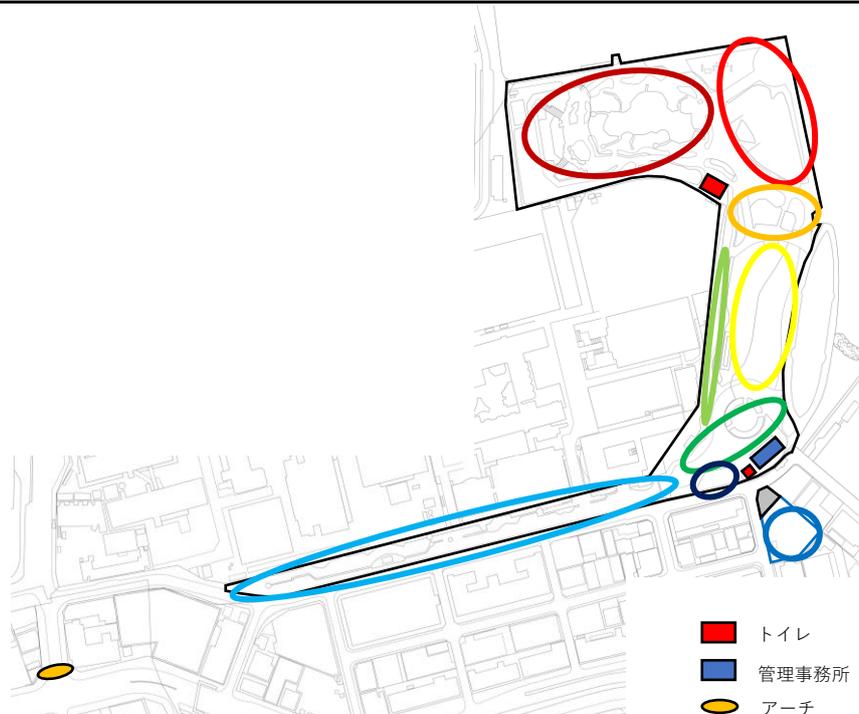
- 指定管理者管理エリア
- 三笠公園
- 三笠公園通り

# 三笠公園

## 維持管理業務基準書

- ・ 植栽管理
- ・ 施設管理

横須賀市環境政策部公園管理課



管理の特性及び考え方

◎公園の特性

- ・公園の名前にもなっている世界三大記念艦「三笠」が存置されており、猿島公園を望む、「水と光と音」をテーマにした海と緑の10,000mプロムナードの一大拠点として昭和62年に再整備された約3.1haの公園。
- ・多くのモニュメントと音楽噴水、野外ステージがあり、イベント利用と市民の憩いの場となっている。

◎管理の基本的な考え方

集客を目的とした積極的な維持管理を行い、日常利用とイベント開催との両立を目指す。

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>壁泉・音楽噴水池</b><br/>テーマの内「水と音」を感じさせる大迫力の噴水。周囲にはベンチが多く配置されており、植栽帯には花を植えつけるなど、憩いの場となるような工夫をする。</li> <li>● <b>モニュメント・芝生広場</b><br/>大型のモニュメント・パーゴラ・野外ステージがあり、野外ステージ前の芝生広場は遊びの場にもなっているため、定期的な刈込による管理を行う。</li> <li>● <b>さざなみの階段</b><br/>下を水が流れるエリアをつなぐ階段。ポンプ等の循環機器の点検と水質に注意を払い、モニュメントの日常点検等を行う。</li> <li>● <b>中央広場</b><br/>インターロッキング舗装のイベント開催時にはメインとなる広場。一部はダスト舗装の遊具広場があり、ダスト舗装の流れ出しに注意する。</li> <li>● <b>せせらぎの小路</b><br/>桜や紫陽花などの季節の花々に囲まれた水流のある園路。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>円形噴水広場</b><br/>公園入口の顔となる広場で、円形噴水の中央には東郷平八郎像が建つ。背景に記念艦三笠を収めるフォトスポット。</li> <li>● <b>公園通り</b><br/>水流と多くのモニュメントが配置された公園へと誘う道路。多くの通行があり、樹木の生長に合わせた剪定作業を要する。</li> <li>● <b>駐車場</b><br/>機械式の駐車場。三笠公園・猿島公園利用者の利用が多く、特に、夏場には混雑するため適切に案内を行う。</li> <li>● <b>バス乗降場</b><br/>大型バスの乗降場であり、路線バスの停留所がある。駐車は禁止となっているため、注意すること。</li> <li>● <b>その他</b><br/>日常的な巡視により異常の早期発見に努め、早急に対応すること。</li> </ul> |
|--|--|

## [ 植 栽 管 理 ]

### (1) 管理の基準

- ・作業頻度は、「植栽管理基準表」を原則として、利用者や周辺住民の要望等には適宜対応すること。また、公園の魅力増加のため必要な作業を指定管理者の工夫により実施する。
- ・作業実施時は、公園利用者及び周辺住民に配慮するとともに、安全を確保し丁寧に行う。
- ・薬剤を使用する場合は、農薬関連法令及び薬剤メーカーの定める用法・用量を遵守するとともに最低限の使用に抑えること。
- ・「公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン」を遵守すること。

### (2) 管理の水準

#### ① 芝生管理

- ・刈り残しやむらがないように均一に刈り込む。
- ・機械除草と人力除草の適宜組み合わせにより雑草の繁茂を防ぎ、健全な状態を保つ。除草時には傷めないように丁寧に作業を行う。
- ・除去した草類については適正に処分し、その場に残すことがないようにすること。
- ・目土かけ、エアレーション、ブラッシングや補植等は時期に注意し、適正に行う。

#### ② 樹木管理

##### ア 低木・中高木

- ・基本剪定と日常剪定等を適宜組み合わせ、樹木の特성에応じて適切な時期と方法により実施する。
- ・頂枝は一つとし、防犯及び樹形を意識して剪定を行い、ぶつ切りとはしない。
- ・樹木医などの専門家の判断により、倒木の恐れがある診断された場合には、速やかに伐採・伐根するとともに、必要に応じて、補植を行うこと。

##### イ 花壇

- ・計画的に花の植え付けを行い、通年で楽しめるように工夫すること。
- ・空いているスペースを花壇にすることも可能であるが実施については市と協議すること。

[植栽管理基準表]

作業の種類		頻度	予想数量	単位	作業時期											
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
清掃	日常清掃	毎日	1	式												
高木管理	基本剪定	年1回 適時	590	本												
中低木管理	低木	年1回	4,000	m <sup>2</sup>												
	生垣	年1回	450	m												
除草		年3回/4,870m <sup>2</sup>	14,610	m <sup>2</sup>												
笹手入れ		年2回/350m <sup>2</sup>	700	m <sup>2</sup>												
芝手入れ		年3回/3,750m <sup>2</sup>	11,250	m <sup>2</sup>												
マツ手入れ	基本剪定・みどりつみ	年1回	5	本												
花壇管理	除草	年2回/165m <sup>2</sup>	330	m <sup>2</sup>												
	花殻摘みなど	随時	1	式												
立木伐採		随時	1	式												
灌水		随時	1	式												
病虫害防除	薬剤散布等	随時	1	式												
施肥	寒肥・追肥	随時	1	式												

三笠公園

## [ 施 設 管 理 ]

### (1) 管理の基準

「別表」及び「点検・検査基準表」を参照し行うこと。「別表」に示す頻度は、あくまで実績であり、指定管理者の工夫により、効率的に行うものとする。「別表」及び「点検・検査基準表」に定める内容は、最低限行うものとする。定期点検及び保守、運転・監視及び日常点検・保守の点検項目、点検内容については、「設備機器一覧表」もしくは「建築保全業務共通仕様書（国土交通省・最新版）」によるものとする。ただし、設備機器一覧表に示す設備のうち、故障中の設備については、復旧するまでの間、清掃及び点検は不要とする。なお、大滝・壁泉のポンプの復旧見込みはないため、劣化観察等を行うこととする。

### (2) 管理の水準

#### ① 園内警備

- ・定期巡回（日中・夜間）を行い、不審者や不審物の発見に努め、適正に警備を行う。
- ・業務従事者は救命救急訓練を受けた者とする。

#### ② 機械警備

- ・夜間利用を伴わない建物は機械警備を導入し、原則 24 時間の警備を行うこと。

#### ③ 大型バス乗降場

- ・大型バス乗降場の車止めの開閉を毎日行うこと。
- ・使用時間は、公園の開園時間に準じる。ただし、利用者からの要望その他理由により必要がある場合には延長及び短縮も市との協議の上、可能とする。
- ・観光バスなどの乗降のほか、路線バスの停留所があるため、路線バスの運航に支障のないように必要に応じて観光バス乗降位置の誘導を行うこと。
- ・駐車場ではないため、長時間の停車を行わないよう注意すること。

#### ④ 園地

- ・清掃は毎日実施を基本として、行楽シーズンや荒天候後などは適宜実施回数を増やす等対応すること。
- ・拾い清掃や掃き掃除など必要に応じて適宜組み合わせ、園路や側溝、園地をきれいな状態に保つこと。
- ・回収したごみは分別し、においの発生等に十分配慮した上で所定場所に集積すること。

#### ⑤ 便所

- ・毎日 1 回以上の清掃を行い、行楽シーズン等は回数を増やす等適宜対応すること。
- ・清掃の基準を設け、チェックシートや確認表により清掃の質の向上に努めること。
- ・作業中は利用者に配慮すること。

- ・床、壁、窓ガラス照明器具等は適切な方法と頻度で清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等にはすぐ対処すること。
  - ・ホルダー内には常時ペーパーがあるようにすること。
- ⑥ 管理事務所
- ・床ワックスがけ、窓ガラスやブラインド、照明器具などの清掃を適切な方法や頻度で実施し、管理事務所を清潔な状態に維持する。
- ⑦ 排水設備
- ・U字溝、排水桝、浸透桝、汚水桝、人孔等の排水設備の機能を維持するため適宜点検を行うとともに、堆積する土砂等を除去する。
  - ・豪雨による浸水を防ぐため、排水口についてよく清掃すること。
- ⑧ 噴水・水景施設
- ・水面のごみや落葉等を網等で適宜撤去すること。
  - ・池に藻が発生しないよう、定期的（1回/3か月）に水抜きによる清掃を行うこと。ただし、音楽噴水池の清掃に伴う水抜き作業においては、可動式ポンプにより第4トイレ裏の排水桝に排水すること。
  - ・池の浚渫を適宜行うこと。
- ⑨ 廃棄物処理
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し、適切に処理すること。
  - ・集積場所から溢れることが無いように適宜行うこと。
  - ・資源廃棄物は、再資源化に努めること。
- ⑩ 電気設備
- ・電気設備の点検調整を行い、良好な状態を維持するとともに、故障等については迅速に対応すること。
  - ・照明灯は、順次LED仕様にする。
  - ・自家用電気工作物の管理は、指定管理者において電気主任技術者を定め、関係機関への手続きを行い、月次点検と年次点検を実施し点検結果は事務所において保管すること。
  - ・点検結果については、月次点検は実施月の事業報告書と合わせて市に提出すること。また、年次点検は実施月の事業報告書と合わせて市に提出すること。
- ⑪ 給水設備
- ・水飲み、散水栓等の給水設備は点検調整を行い、良好な状態を維持するとともに、故障・漏水等については迅速に対応すること。
- ⑫ モニュメント等
- ・モニュメント等の破損・汚損を日常的に目視・触診・打音等により把握し、点検表を定めて記録すること。
  - ・点検は月に1回以上行うこと。

- ・修繕が必要な破損・汚損を確認した場合は、事前に市と対応を協議し実施すること。

⑬ 遊具

- ・遊具の安全点検マニュアルを作成し、それに基づいた点検を実施する。
- ・日常巡視は、園内巡回等にあわせて目視等で行う。
- ・日常点検は、月に1回以上、マニュアルとともに作成したチェックリストに基づいた触診等を実施し、業務月報と併せて市に結果を報告する。
- ・年に1回以上、専門業者等による定期点検を実施し、必要に応じて精密点検も行い、その結果も市に提出する。

各点検の定義は次の表のとおりとする。

点検の種類	定義
日常巡視	日常的な見回りにより、主に外観の異常の有無を確認するもの。
日常点検	指定管理者による詳細な点検。特に遊具の各部材の劣化や異常の有無・度合いを確認するもの。なお、必要に応じて措置を講じる。
定期点検 (法定点検)	専門技術者による詳細な点検。遊具の劣化・ハザード点検及びそれらを組み合わせた総合評価と塗装状態の評価により、継続使用の可否判定を行うもの。

マニュアル作成及びその他詳細については、次の図書等を参考にするものとする。

- ・国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(改訂第2版)
- ・社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014」
- ・横浜市環境創造局「横浜市公園施設点検マニュアル」

⑭ その他

- ・上記に記載のない施設や設備についても「公園施設一覧表」を参照の上、チェックリストを作成し、日常的に目視・触診等により状況を把握し、良好な状態に保ち、適切な保守点検、維持管理を行うこと。
- ・保守の方法に迷う場合は、市の指示を仰ぐこと

別表

業務内容		頻度	場所
警備	日常巡視	毎日	全体
	夜間警備	毎日	建物
清掃	トイレ清掃	毎日	管理事務所併設、管理事務所横、野外ステージ裏
	トイレ排水管高圧洗浄	3回/年 (2・6・10月)	
	園地清掃	毎日	園内各所
	建物清掃	4回/年 (適宜)	管理事務所ほか
	排水樹清掃	2回/年 (4・12月)	園内各所
	モニュメント	1回/年 (10月)	園内、公園通り
水景施設	池清掃	3回/年 (4・7・12月)	大滝池・壁泉、音楽噴水池、さざなみ階段、花花壇池、せせらぎ池・円形噴水池、岩清水池
	ストレーナー清掃	3回/年 (4・7・12月)	大滝池・壁泉、音楽噴水池、さざなみ階段、せせらぎ池・円形噴水池、公園通り
	残留塩素測定	3回/年 (4・7・12月)	大滝池・壁泉、音楽噴水池、さざなみ階段、花花壇池、せせらぎ池・円形噴水池、公園通り
	受水槽清掃	1回/年 (12月)	大滝池・壁泉、音楽噴水池、公園通り、管理事務所
	ポンプ点検 ろ過機点検 池内点検	3回/年 (4・7・12月)	大滝池・壁泉、音楽噴水池、さざなみ階段、花花壇池、せせらぎ池・円形噴水池、岩清水池
4回/年 (4・7・10・12月)		公園通り	
遊具	日常巡視	毎日	園内
	日常点検	1回/月	
	定期点検	1回/年 (2月)	
歌碑	音響機器点検	1回/年 (3月)	
消火設備	消火設備点検	2回/年 (3・9月)	管理事務所、機械棟

## 点検・検査基準表

設備名	機器名等	数量	回数
自家用電気工作物	高圧受電設備	3	日常点検 1回/月
			定期点検 1回/年
空調設備	事務所エアコン	1	定期点検 1回/年
消防設備	消火器	8	定期点検 1回/年
遊具	複合遊具	1	日常巡視 毎日適宜
			日常点検 1回/月
			定期点検 1回/年
水景施設	大滝・音楽噴水池設備	設備機器一覧表 に示す通り	定期点検 3回/年
	円形噴水池・せせらぎ設備		
	小水流設備		
	公園通り設備		
モニュメントほか	モニュメント「虹の門」	1	日常点検 1回/月
	モニュメント「光のゲート」	1	
	歌碑「組曲横須賀」（公園通り）	1	
	東屋（公園通り）	1	
	壁画「昼下がりの街角」（公園通り、鈴木英人作）	1	
	文学碑「メダカの学校」（公園通り）	1	
	モニュメント「マイ・スカイ・ホール87」（公園通り、井上武吉作）	1	
	モニュメント「水辺にて」（カモ）（公園通り、山本正道作）	1	
	モニュメント「水辺にて」（少女）（公園通り、山本正道作）	1	
	モニュメント「日本丸」（公園通り）	1	
	モニュメント「出会い」（裸婦）（公園通り、雨宮敬子作）	1	
	モニュメント「未来への六分儀」（公園通り、湯原和夫作）	1	
	モニュメント「豊じょうへの増殖」（公園通り、湯原和夫作）	1	

## 大滝・音楽噴水池設備

## 設備機器一覧表

公園名：三笠公園

番号	機器名称		台数	性能			電動機					製造番号	製作会社	設置年月日	業務内容	備考		
				型式	口径	揚水量	揚程	電圧	電流	出力	極数							回転数
					mm	m <sup>3</sup> /min	m											
1	大噴水池 ろ過装置		1	TSA-5型	処理水量=150m <sup>3</sup> /h								6007001号	トースイ	1985/8	TS式循環ろ過装置	稼働可	
2	大滝 ろ過装置 No.1		1	TSA-2型	処理水量=60m <sup>3</sup> /h								6007006号	トースイ	1985/8		TS式循環ろ過装置 電動弁 3個	稼働可
3	大滝 ろ過装置 No.2		1	TSA-2型	処理水量=60m <sup>3</sup> /h								6007004号	トースイ	1985/8		TS式循環ろ過装置	稼働可
4	大滝 ろ過装置 No.3		1	TSA-2型	処理水量=60m <sup>3</sup> /h								6007005号	トースイ	1985/8		TS式循環ろ過装置	稼働可
5	次亜塩 注入ポンプ	ろ過 装置用	4	CHEMIPON	200ml/h×15kgf/cm <sup>2</sup> ×200V×0.3A×35W×4P×1470rpm×40spm							0705009 0705006 0705008 0705007	日機装 イコー	2007/5	薬液タンク 1500ℓ 次亜塩素酸ソーダ12%溶液  大噴水用	故障中		
6	音楽 噴水用ポンプ	M-1 ~4	4	100SUM 100U8F-226-5	100	0.63~ 1.25	96~ 65	200	101.0	22.0	2	2880	8112057 8112060	シントー	2007/5	深井戸用水中ポンプ	稼働可	
7	百合型用ポンプ	M-5 ~6	2	550-TD	80	0.40~ 0.72	37.5~ 26.5	200	27.0	5.5	2	2840	T281096 T281095	鶴見	2007/5	(旧 T8071D5.5) 水中タービンポンプ	稼働可	
8	泡泉型用ポンプ	M-7 ~8	2	370-TD	80	0.40~ 0.72	26~ 18	200	18.5	3.7	2	2900	T285187 T285186	鶴見	2007/5	(旧 T8051C3.7) 水中タービンポンプ	M-7故障中 M-8稼働可	
9	追いか け噴水 ポンプ	M-1 ~16	16	50STM 50TWC-1.51-5	50	0.15~ 0.28	25~ 40.5	200	8.0	1.5			626245	シントー		水中タービンポンプ	故障中	
10	小噴水用ポンプ	M-17	1	80SUM 80U8A-7.54-5	80	0.36~ 0.71	58~ 39.5	200	34.0	7.5				シントー		深井戸用水中ポンプ	未使用 未配線	
11	水中照明灯	大滝 音楽	80 148	W1510 W1511	最大水深=1m リフティング内臓			100		0.3				岩崎電気		(噴水水中用照明器具) アイソフ RF110V180・270WH	故障中 稼働可	
12	水中照明灯	大滝 音楽	80 60	W1520	最大水深=1m ハロゲンランプ内臓			100		0.25				岩崎電気		(噴水水中用照明器具) ハロゲンランプ JD110V250W/P/M	故障中 稼働可	
13	スピーカー		25	CS171	ワイドホーンスピーカー					0.01							稼働可	
14	外灯																稼働可	

設備点検（動作、漏水、損傷等）、  
電圧・電流測定、絶縁抵抗測定

## 大滝・音楽噴水池設備

## 設備機器一覽表

公園名：三笠公園

番号	機器名称	台数	性能			電動機					製造番号	製作会社	設置年月日	業務内容	備考			
			型式	口径	揚水量	揚程	電圧	電流	出力	極数							回転数	
				mm	m <sup>3</sup> /min	m	V	A	kW	P							min <sup>-1</sup>	
15	大滝ポンプ	P-1	1	SPF-CH 200-511	200	5.0	10.0	200	42.0	11.0	4	1,450	H07257161J	日立	2007/6	設備点検（動作、漏水、損傷等）、 電圧・電流測定、絶縁抵抗測定	斜流ポンプ 6309ZZ 6307ZZ モーター TFO-KK GP□10	故障中
		P-3	1	SPF-CH 250-518.5	250	7.0	10.0	200	72.0	18.5	4	1,500		日立	1985/8		GP□12.5	故障中
		P-4	1	SPF-CH 150-55.5	150	2.5	8.0	200	23.0	5.5	4	1,450	H07257161J	日立	2007/6		6308ZZ 6306ZZ GP□10	稼働可
		P-5	1	SPF-CH 200-511	200	5.0	10.0	200	42.0	11.0	4	1,500		日立	1985/8		GP□10	故障中
		P-6	1	SPF-CH 300-530	300	9.0	11.0	200	115.0	30.0	6	970	H07257161J	日立	2007/6		6313ZZ 6313ZZ バルブ-#6234 GP□12.5	稼働可
		P-7	1	SPF-CH 200-511	200	5.0	10.0	200	42.0	11.0	4	1,450	H07257161J	日立	2007/6		GP□10	故障中
		P-8	1	SPF-CH 150-55.5	150	2.5	8.0	200	23.0	5.5	4	1,440	H07257161J	日立	2007/6		GP□10	故障中
		P-9	1	SPF-CH 250-518.5	250	7.0	10.0	200	72.0	18.5	4	1,500		日立	1985/8		GP□12.5	故障中
		P-11	1	SPF-CH 200-511	200	5.0	10.0	200	42.0	11.0	4	1,450	H07257161J	日立	2007/6		GP□10	故障中
16	キャンドル ポンプ(右)	P-2	1	JC80×65A -53.7	80×65	1.0	16.0	200	13.0	3.7	2	3,000		日立	1985/8	渦巻ポンプ GP□8	故障中	
17	キャンドル ポンプ(左)	P-10	1	JC80×65A -53.7	80×65	1.0	16.0	200	13.0	3.7	2	3,000		日立	1985/8	GP□8	故障中	
18	大滝噴水池 ろ過ポンプ	P-12	1	125×100 Y4-5185	125×100	3.2	22.0	200	68.0	18.5				日立		ストレーナー(125Aハット内蔵SUS製) GP□12.5	故障中	
19	大滝 ろ過ポンプNo.1	P-15	1	SPF-CH 80-55.5	80	0.5	27.5	200	21.0	5.5				エバラ		ストレーナー(80Aハット内蔵SUS製) GP□8	稼働可	
20	大滝 ろ過ポンプNo.2	P-18	1	SPF-CH 80-55.5	80	0.5	27.5	200	21.0	5.5				エバラ		ストレーナー(80Aハット内蔵SUS製) GP□8	故障中	
21	大滝 ろ過ポンプNo.3	P-21	1	SPF-CH 80-55.5	80	0.5	27.5	200	21.0	5.5				エバラ		ストレーナー(80Aハット内蔵SUS製) GP□8	稼働可	

## 円形噴水池・せせらぎ設備

## 設備機器一覧表

公園名：三笠公園

番号	機器名称		台数	性能			電動機					製造番号	製作会社	設置年月日	業務内容	備考		
				型式	口径	揚水量	揚程	電圧	電流	出力	極数							回転数
					mm	m <sup>3</sup> /min	m											
1	円形池ろ過装置		1	TSA-30型	処理水量= 30m <sup>3</sup> /h								6007003号	トースイ	1985/8	設備点検（動作、漏水、損傷等）、電圧・電流測定、絶縁抵抗測定	TS式循環ろ過装置 五方弁 (65A 0.04kW)	稼働可
2	せせらぎ・さざなみろ過装置		1	TSA-1型	処理水量= 40m <sup>3</sup> /h								6007002号	トースイ	1985/8		TS式循環ろ過装置	稼働可
3	せせらぎ送水ポンプ	P-1	1		125	1.5	20.0	200	29.0	7.5				エバラ			ストレーナー(125A <sup>1</sup> ケット内蔵SUS製)	故障中
4	せせらぎろ過ポンプ	P-2	1	80FQ-53.7	80×65	0.5	19.0	200	14.4	3.7				エバラ			ストレーナー(80A <sup>1</sup> ケット内蔵SUS製) GP (ハルカ-#6234 8.0 <sup>□</sup> )4本	故障中
5	円形池ろ過ポンプ	P-6	1	65FQ-53.7	80×65	0.6	22.5	200	14.4	3.7				エバラ			ストレーナー(65A <sup>1</sup> ケット内蔵SUS製) GP (ハルカ-#6234 8.0 <sup>□</sup> )4本	稼働可
6	円形池水中ポンプ	P-5	1		150	2.5	16.0	200	29.0	7.5								稼働可
7	キャットリズル		24	TS-C-3/4B														稼働可
8	次亜塩注入ポンプ	No.1	1	PARV		0.2	1.5MPa	200	0.3	35W			509003	日機装			次亜塩素酸ソーダ12%溶液 PAC(ホリ塩化ナトリウム水溶液10%)	故障中
		No.2	1	ケミホ <sup>ン</sup> B BX03-PCE-H320		0.066	1.0MPa	200	0.2	40W			229646015 66号	日機装	2016/7/7			稼働可
9	水中照明灯		8	TS-WL-2				100		200W							完全防水水中照明灯(SUS製)	稼働可
10	外灯(ボール灯)							200						東芝				稼働可
11	外灯(調光用)			HF 400X				200		400W				東芝			MERCURY LAMP	稼働可
12	エバラフレッシャー(自動給水装置)	P-9	1	50BDPMD53.7D	50	0.8	31.5	200	タンク内圧 2.5kg/cm <sup>2</sup> ポートスイッチ蓋セット(2個)			TX72281-A1	荏原	2008/9	Mg(MUF18-241)-春日電機 圧力センサー(PSS-1) No.1ポンプ 72481655 No.2ポンプ 82147389			
			2	50MDPA353.7B	50	0.4	35.0	200	15.2	3.7	2	2860		TX7445411			2008/9	
																		2008/9
																		2008/9

## 小水流設備

## 設備機器一覧表

公園名：三笠公園

番号	機器名称		台数	性能			電動機					製造番号	製作会社	設置年月日	業務内容	備考			
				型式	口径	揚水量	揚程	電圧	電流	出力	極数							回転数	
					mm	m <sup>3</sup> /min	m	V	A	kW	P							min <sup>-1</sup>	
1	小水流 水中ポンプ	P-1 ~ 8	8	50DS5.75	50	0.28	2.0	200	3.7	0.75				荏原	2007/5	設備点検（動作、漏水、損傷等）、 電圧・電流測定、絶縁抵抗測定	吐出ノズル (TS-H型特殊溢水ノズル SUS製)	P-1, 2, 4 故障中	
2	さざなみ階段 水中ポンプ	P-9 10・12	3		150	2.50	9.0	200		5.50									P-9 故障中
3	浄化槽用ポンプ		2					200											稼働可
4	外灯(ボール灯)		9																稼働可
5	さざなみ照明		15																故障中

## 公園通り設備

## 三笠公園 設備機器一覧表

(1/1)

番号	機器名称		台数	性能			電動機					製造番号	製作会社	設置年月日	業務内容	備考			
				型式	口径	揚水量	揚程	電圧	電流	出力	極数							回転数	
					mm	m <sup>3</sup> /min	m	V	A	kW	P							min <sup>-1</sup>	
1	流水ポンプ	U-1 U-2	2	JU 80-55.5	80	1.25	15.0	200	25.0	5.50	2P	3000	H0714834D	日立	2007/10	設備点検（動作、漏水、損傷等）、 電圧・電流測定、絶縁抵抗測定	渦巻ポンプ	故障中	
2	徒渉池 循環ポンプ	U-3	1	JU 40-50.75	40	0.224	9.2	200	4.5	0.75	2P	3000		日立	1985/8			稼働可	
3	徒渉池 減菌ポンプ	U-4	1	PZD-31- CL-HWJ	φ4×φ9	30 ml/min	1.0MPa	200	2.0	15W			7PZDA 000050	タクミナ	2006/7			リノイト 駆動定量ポンプ	故障中
4	ろ過ポンプ	U-5	1	JU 65-52.2	65	0.70	10.5	200	10.5	2.2	2P	3000	H162860B	日立	1994/7			渦巻ポンプ	故障中
5	ろ過器 減菌ポンプ	U-6	1	PX-31- VEC-HW-S	φ4×φ9	30 ml/min	1.0MPa	200	2.0	15W				タクミナ				定量バルブポンプ	稼働可
6	徒渉池 噴水ポンプ	U-7 U-8	2	JU 80-52.2	80	1.10	7.0	200	10.5	2.2	2P	3000	H07496571D H130930B	日立	2007/6 1991/1				U-7 故障中
7	水中照明灯		6			最大水深=1m 屋内投光用アイランプ		100		0.3				岩崎電気				(噴水水中用照明器具) アイランプ RF110V180・270W	故障中

## 公園施設一覧表

施設位置	施設名	施設規模等	数量
入口広場	園名石	自然石製	1基
	石碑	都市公園100選の碑	1基
	東郷平八郎像	三笠保存会設置	1基
	門扉	鉄製 スライド式	1基
	池	自然石張り 円形	1基
	文学碑	行進曲「軍艦」の石碑	1基
	標示板	公園案内	2基
	時計	ステンレス製	1基
	トイレ		1ヶ所
	水飲み場	コンクリート製	2ヶ所
音楽噴水池	噴水池	音楽噴水	1ヶ所
	音楽噴水機械室		1棟
	ベンチ	背なしタイプ	8基
壁泉	壁泉	自然石壁面	1ヶ所
	ベンチ	平型背なしタイプ	5基
	旗竿		2本
	パイプ柵	ステンレス製 H=1.3m	
モニュメント広場	モニュメント	ステンレス製 アーチ型 H=18m	1ヶ所
	あずまや		1ヶ所
さざなみの階段	モニュメント	ステンレス製	1ヶ所
	流れ		1ヶ所
	ベンチ		1基
野外ステージ	野外ステージ		1ヶ所
芝生広場	照明灯		38基
	水飲み場		1基
	ベンチ	背付き	8基
	〃	平型	4基
	パイプ柵	ステンレス製 H=1.3m	
	記念碑	音楽石碑	1基
管理事務所	管理事務所	トイレ併設	1ヶ所
	照明灯		2基
	標示板	お知らせ掲示	1基

## 公園施設一覧表

施設位置	施設名	施設規模等	数量
三笠公園通り	流れ	ブロンズ像（ハト・少女）・ヨット含む	1式
	モニュメント	ステンレス製	3基
	〃	石製	2基
	ベンチ	平型背なしタイプ	1基
	〃	背付き	20基
	あずまや		1基
	照明灯		13基
	記念碑	文学碑（めだかの学校）	1基
	公園入口アーチ	ステンレス製	1ヶ所
中央広場	せせらぎ	自然石組	1式
	標示板	公園案内	2基
	コンビネーション遊具		2基
	ベンチ	平型	6基
	照明灯		32基
	〃	ソーラー式タイプ	
	水飲み場		1基
	スピーカー		5基
園路広場	あずまや		2基
	屋外トイレ	RC造	1ヶ所
	放送スピーカー		5基
駐車場	駐車場	収容台数：普通車 35台（身障者用含む）	
	駐車場利用状況機		1基
	駐車券自動設置機	出入口ゲート等	1式
	標示板	駐車場利用説明	1基
	金網柵	H=1.5m	
	門扉	鉄鋼製 スライドタイプ	1ヶ所
大型バス乗降場	大型バス乗降場	大型バス乗降スペース1台、路線バス停留所1箇所	
	車止	ステンレス製	17基
園全体	照明灯		
	灰皿スタンド	片面単体灰皿	5基
	その他給排水電気放送設備		
	照明灯		